

三田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

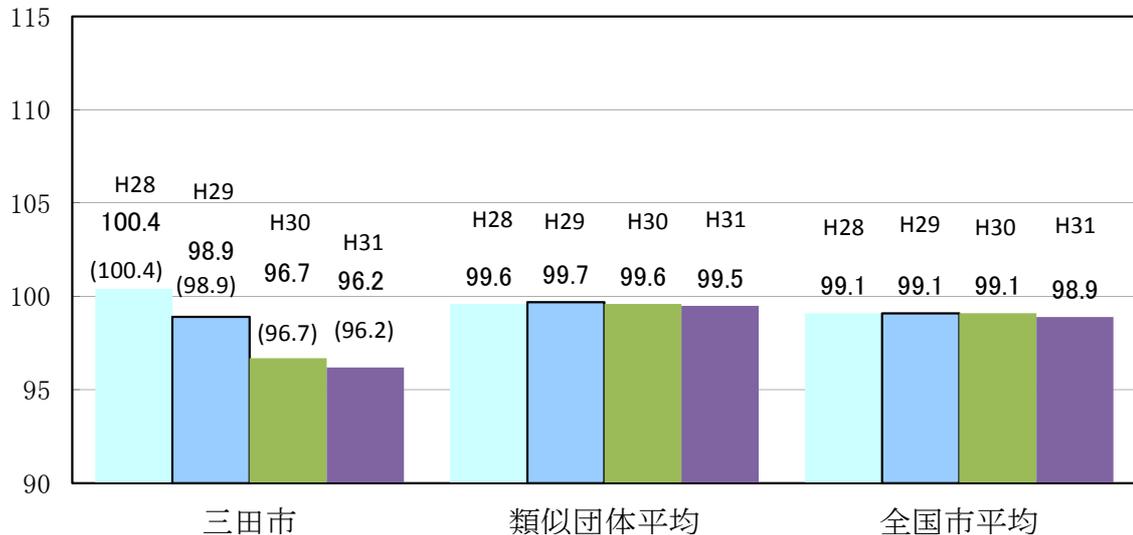
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 111,702	千円 35,414,707	千円 476,379	千円 6,936,464	% 19.6	% 19.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 662	千円 2,621,821	千円 879,622	千円 1,167,040	千円 4,668,483	千円 7,052	千円 6,426

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 平成30年4月1日の類似団体平均と全国市平均は、国からの発表後改めて公表します。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.82%引下げ。
 初任給に係る号給は引下げなし。高齢層については最大4~5%程度引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準では10%

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は7%、給与改定後は平成27年4月に遡及し9%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
三田市の支給割合	6%	7%	9%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成31年4月1日現在の給与等減額状況は次のとおりです。(行政職給料表適用職員)

①特別職等

	給料
市長	20%削減
副市長	15%削減
教育長	10%削減
措置期間	平成29年1月から令和元年7月まで

②一般職

	管理職手当
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	5%削減
措置期間	平成29年4月から令和2年3月まで

	給料
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	4%削減
課長補佐級以下 (再任用職員含む)	2.5%削減
措置期間	副課長級以上(平成29年4月から令和2年3月まで)、 課長補佐級以下(平成29年10月から令和2年3月まで)

※減額後の給料は、地域手当や期末勤勉手当等の算定の基礎となる給料として適用されます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三田市	44.6 歳	328,561 円	445,204 円	395,853 円
兵庫県	44.3 歳	336,400 円	429,399 円	390,581 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	42.3 歳	319,252 円	415,881 円	370,239 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三田市	51.8 歳	60 人	346,085円	424,653円	398,862円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.9 歳	17 人	355,405円	447,037円	411,739円	廃棄物処理 業従業員	45.8 歳	293,000円	1.53
うち学校給食員	48.5 歳	19 人	339,593円	428,190円	396,728円	調理士	42.3 歳	262,700円	1.63
うち用務員	56.7 歳	11 人	330,969円	375,680円	365,915円	用務員	55.6 歳	207,200円	1.81
兵庫県	55.4 歳	427 人	336,000円	401,593円	370,323円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	41 人	330,037円	393,812円	368,857円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三田市	— 円	—	—
うち清掃職員	7,132,615 円	4,038,000 円	1.77
うち学校給食員	6,884,913 円	3,528,100 円	1.95
うち用務員	6,063,594 円	2,808,700 円	2.16

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成28~30年度の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教諭職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三田市	42.7 歳	318,742 円	396,730 円
兵庫県	41.4 歳	357,200 円	417,340 円
類似団体	40.6 歳	309,599 円	363,601 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区分		三 田 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	187,395 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	156,098 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	156,098 円	149,600 円	—
	中学卒	142,448 円	— 円	—
幼稚園 教育職	大学卒	187,395 円	209,100 円	—
	短大卒	156,098 円	186,700 円	—

(注) 1 技能労務職の初任給については年齢幅を設けて、職種ごとに基準額を設定しております。高校卒については、18歳採用時の初任給基準額、また、中学卒においては15歳採用時の初任給基準額を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	248,299 円	342,786 円	364,168 円	385,421 円
	高校卒	— 円	299,520 円 ※	325,957 円	354,364 円 ※
技能労務職	高校卒	— 円	300,690 円 ※	335,758 円 ※	354,348 円 ※
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職(幼稚園教諭職)	大学卒	266,273 円 ※	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	299,520 円 ※	— 円	383,770 円 ※

(注) ※印は該当職員が少なく、当該経験年数程度の4人以下の平均額です。

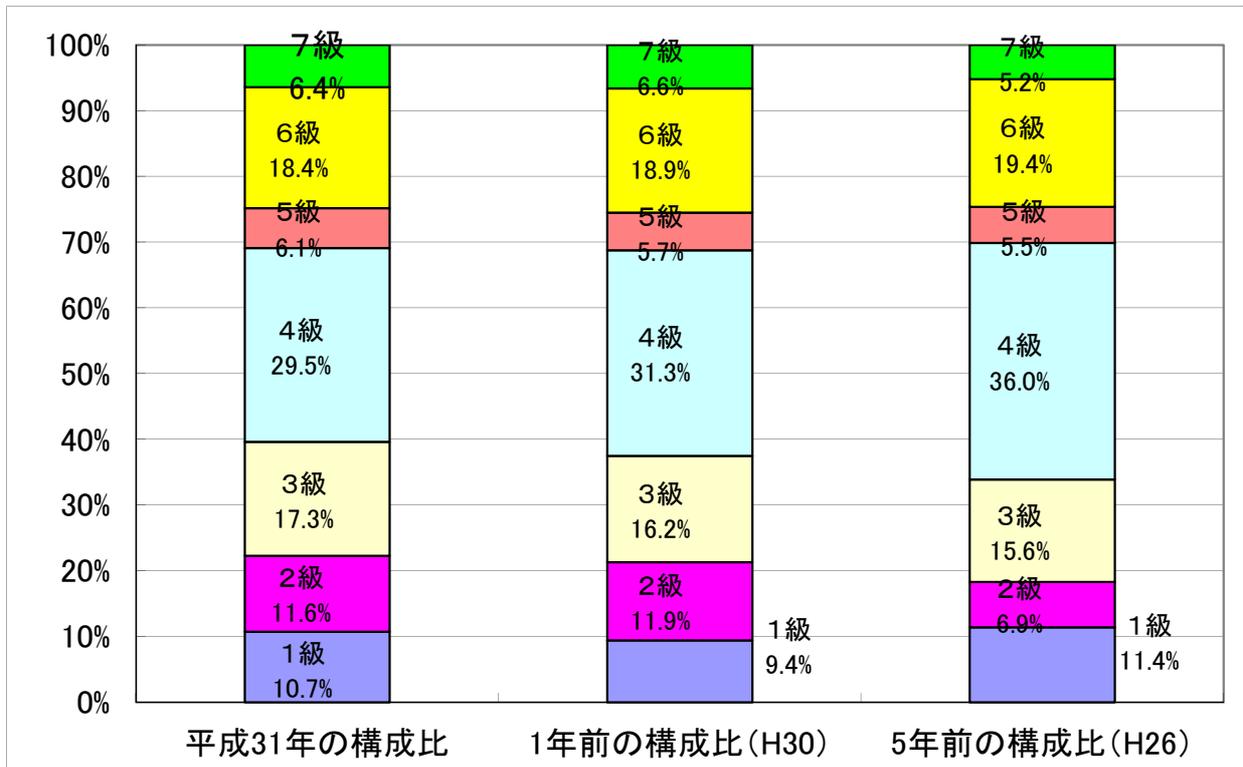
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（31年4月1日現在）

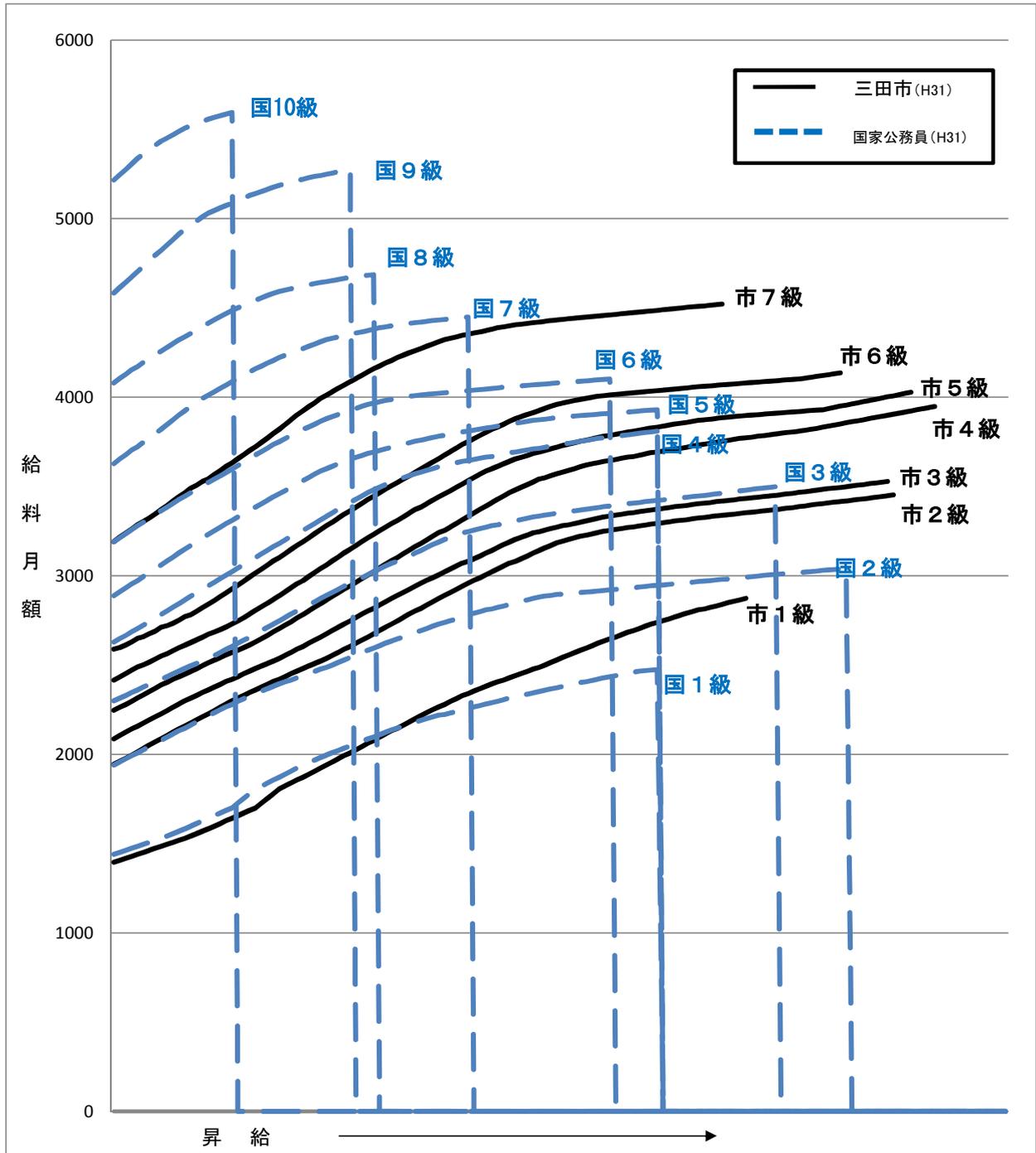
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長 室長 次長	28 人	6.4 %	319,200 円	452,200 円
6 級	課長 副課長	81 人	18.4 %	260,500 円	413,700 円
5 級	課長補佐	27 人	6.1 %	243,200 円	402,900 円
4 級	係長 主査	130 人	29.5 %	226,300 円	394,800 円
3 級	主任	76 人	17.3 %	210,300 円	352,900 円
2 級	事務職員 技術職員	51 人	11.6 %	196,000 円	345,400 円
1 級	事務職員 技術職員	47 人	10.7 %	141,600 円	287,400 円

(注) 1 三田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				

ロ 人事評価を活用していない			
活用予定時期			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 田 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,703 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,877 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

三 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり平均支給額	1,241 千円	18,799 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		279,829 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		410 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	686 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	12,570 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	51 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	36.2 %
手当の種類(手当数)	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収・滞納処分手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市税又は国民健康保険税の徴収を主たる業務とする者が訪問徴収に従事したとき	日額 150円
		市税又は国民健康保険税の差押え等滞納処分に従事したとき	日額 330円
防疫作業手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項及び第4項に規定する感染症又は家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理事業に従事したとき	1回 500円
社会福祉業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったとき((2)との併給はしない) (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する措置等のケースワーク又は市民病院における医療相談に従事したとき	日額 140円
行旅病人等措置手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人(1件) 550円 死亡人(1体) 1,100円
		上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1件) 1,000円
死廃動物処理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	有害鳥獣等の死廃動物の処理事業に従事したとき	1件 400円

現場危険業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10メートル以上の高所及び急傾斜地での作業、指導監督に従事したとき(消防危険手当に該当する場合を除く。) (2) 地表面下4メートル以上の深所における作業、指導監督に従事したとき (3) 交通を遮断することなく又は危険回避措置をとることなく行う道路の維持修繕等の作業、指導監督に従事したとき (4) 激甚災害において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき (5) 水防指令又は防災指令発令下において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき	(1)～(3) 日額 200円 (4) 日額 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (5) 日額1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
用地取得交渉手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	用地の取得交渉に従事したとき	日額 400円
消防危険手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	消防職員が危険業務に従事したとき	救急出動 救急救命士資格者 1回 250円 その他の職員 1回150円 水火災出動 1回 250円 はしご車での高所作業、潜水器具を着用しての潜水作業 日額 200円
消防夜間特殊業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	消防職員が深夜の勤務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の勤務時間が5時間以上の場合は700円
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(従事時間が4時間未満の場合は3,400円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	234,170 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	432 千円
支給実績(29年度決算)	211,462 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	382 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 10,000 円 (2)子 8,000 円 (3)父母等 6,500円 (配偶者のない扶養親族1人10,000円) ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に5,000円加算	異	(1)配偶者 6,500 円 (2)子 10,000 円 (3)父母等 6,500 円 ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に5,000円加算	95,743 千円	250,636 円
住居手当	家賃支払者 家賃支払額において最高31,000円まで	異	家賃支払者 家賃支払額において最高27,000円まで	39,494 千円	331,882 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 実費支給 ただし、最高限度55,000円まで (2)交通用具利用者 通勤距離に応じて3,900円から29,700円まで (3)1及び2の併用者 最高限度55,000円まで	異	(2)交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から24,500円まで	72,477 千円	119,206 円
管理職手当	(1)理事 80,000円 (2)部長 75,000円 (3)次長 65,000円 (4)課長 60,000円 (5)副課長 45,000円	異	職責に応じて80,000円から45,000円まで	93,252 千円	666,086 円
休日給	勤務1時間当たりの給与額の100分の135	同	—	34,592 千円	49,988 円
夜勤手当	勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同	—	5,289 千円	58,767 円
単身赴任手当	月額30,000円に、職員と配偶者の住居の間の距離により、規則で定められた区分に応じた額を加算して支給	同	—	744 千円	744,000 円

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次の額を支給 (1)下記以外 4,200円 (2)三田市民病院に勤務する職員で、入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務 ・医師又は歯科医師 20,000円 ・その他の職員 9,300円 ※(1),(2)ともに、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2分の1の額	異	宿日直勤務1回につき、4,200円を支給	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務を行った場合、勤務1回につき次の額を支給 (1) 部長・次長級 8,000円～12,000円 (2) 課長・副課長級 6,000円～9,000円	異	勤務一回につき、最高限度12,000円	8,859 千円	65,140 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	785,600 (982,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	667,250 (785,000) 円	1,030,000 円 / 516,000 円	
報 酬	議長	616,920(636,000) 円	760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	532,530(549,000) 円	670,000 円 / 400,000 円	
	議員	485,000(500,000) 円	620,000 円 / 377,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(30年度支給割合)		
	副市町村長	4.45	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(30年度支給割合)		
	副市町村長	4.45	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.40	18,854,400 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.24	9,043,200 円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

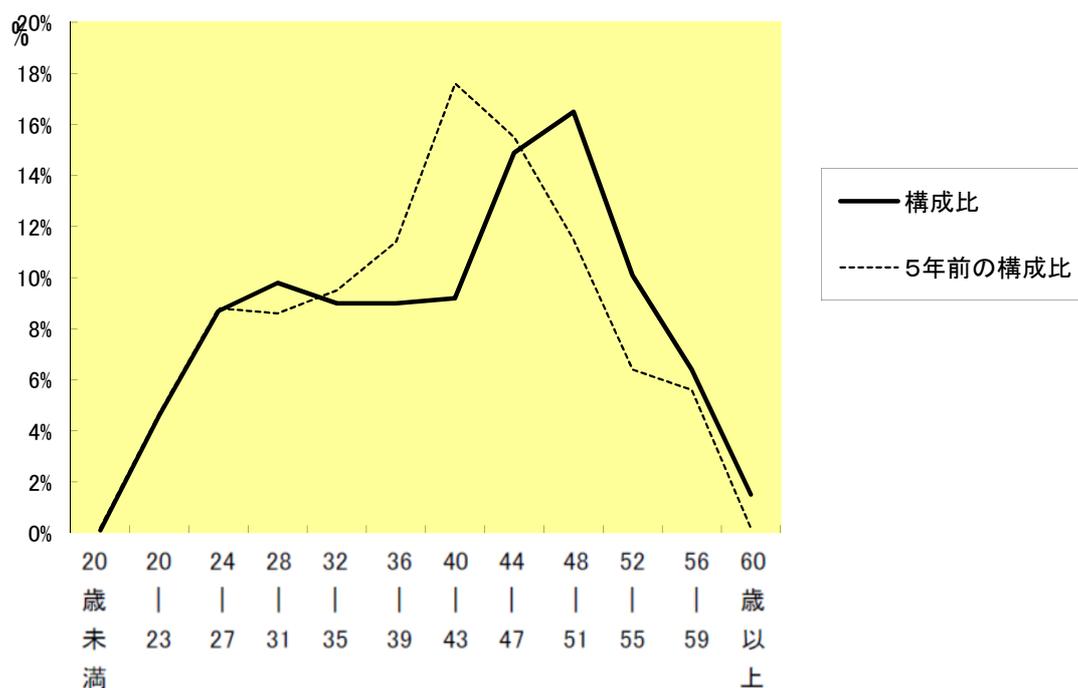
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	7	6	△ 1	
	総務	159	164	5	組織体制の見直しによる増
	税務	33	33	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	26	24	△ 2	組織体制の見直しによる減
	商工	7	8	1	
	土木	72	68	△ 4	組織体制の見直しによる減
	民生	69	68	△ 1	組織体制の見直しによる減
	衛生	73	71	△ 2	
	計	447	443	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.66 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 - 人)
	教育部門	108	108	0	
	消防部門	111	111	0	
	小 計	666	662	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.26 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 - 人)
公営企業計等部門	病院	437	432	△ 5	
	水道	22	22	0	
	下水道	14	14	0	
	その他	35	34	△ 1	
	小 計	508	502	△ 6	
合 計		1,174 [1,313]	1,164 [1,313]	△ 10 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.21 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	54人	101人	114人	105人	105人	107人	174人	192人	118人	75人	18人	1,164人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	438	433	437	443	447	443	5 (1.1%)
教育	120	115	112	110	108	106	△ 14 (△ 11.7%)
消防	109	111	111	112	111	113	4 (3.7%)
普通会計	667	659	660	665	666	662	△ 5 (△ 0.7%)
公営企業等会計	478	487	498	511	508	502	24 (5.0%)
総合計	1,139	1,145	1,146	1,158	1,176	1,164	25 (2.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 2,422,256	千円 529,098	千円 152,354	% 6.3	% 6.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 22	千円 85,915	千円 26,764	千円 39,675	千円 152,354	千円 6,925

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費
千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退退職手当を含みません。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成31年4月1日現在の給与等減額状況は次のとおりです。(行政職給料表適用職員)

管理職手当	
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	5%削減
措置期間	平成29年4月から令和2年3月まで

給料	
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	4%削減
課長補佐級以下	2.5%削減
措置期間	副課長級以上(平成29年4月から令和2年3月まで)、 課長補佐級以下(平成29年10月から令和2年3月まで)

※減額後の給料は、地域手当や期末勤勉手当等の算定の基礎となる給料として適用されます。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 田 市	48.1 歳	395,714 円	607,989 円
市町村平均 (政令指定都市除く)	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三田市(水道事業)		三田市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,889 千円		1,703 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

三田市(水道事業)			三田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額	— 千円	24,117 千円	1人当たり平均支給額	1,241 千円	18,799 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		9,376 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		446 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	21 人	10 %

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		1,030 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		69 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		96.0 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
現場危険作業手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10m以上の高所及び急傾斜地での作業、指導監督に従事したとき (2) 地表面下4m以上の深所にける作業、指導監督に従事したとき (3) 交通を遮断することなく又は危険回避措置をとることなく行う道路の維持修繕等の作業、指導監督に従事したとき (4) 浄水場において劇薬を取り扱う業務に従事したとき (5) 激甚災害において 警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき (6) 水防指令又は防災指令発令下において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき	(1)~(4) 200円 (5) 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (6) 1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
夜間特殊業務手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	深夜及び交代制勤務に従事する浄水場職員が、勤務時間が午後10時から午前5時の時間帯に及び業務に従事した場合	1,200円
非常出動手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	給配水工事の監督業務に従事する職員が、(1)午後10時以降に再出動による勤務に従事したとき (2)勤務時間外に予期し得ない事由(水防配備及び防災指令によるものを除く。)により勤務に従事したとき	(1) 1,200円 (2) 1,300円
停水処分手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	料金滞納にかかる停水処分業務に従事したとき	330円
年末年始特別業務手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	6,800円(勤務時間が4時間未満の場合は3,400円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,102 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	241 千円
支給実績（29年度決算）	4,347 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	290 千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	上記4(6)の記載内容と同様です。			4,373 千円	257,235 円
住居手当	"			1,120 千円	280,000 円
通勤手当	"			2,103 千円	131,438 円
管理職手当	"			3,287 千円	657,400 円
休日給	"			0 千円	0 円
夜勤手当	"			1,184 千円	236,800 円
宿日直手当	"			0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	"			32 千円	16,000 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	8,857,315	140,401	3,863,281	43.6	44.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	424	1,742,846	722,336	682,822	3,148,004	7,425

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費
千円 6,906

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成31年4月1日現在の給与等減額状況は次のとおりです。(行政職給料表適用職員 ※技術職員を除く)

①特別職

	管理職手当
病院事業管理者	5%削減
措置期間	平成29年4月から令和2年3月まで

②一般職

	管理職手当
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	5%削減
措置期間	平成29年4月から令和2年3月まで

	給料
部長・室長級	5%削減
課長・副課長級	4%削減
課長補佐級以下	2.5%削減
措置期間	副課長級以上（平成29年4月から令和2年3月まで）、 課長補佐級以下（平成29年10月から令和2年3月まで）

※減額後の給料は、地域手当や期末勤勉手当等の算定の基礎となる給料として適用されます。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三田市（医師）	44.6 歳	554,876 円	1,273,403 円
三田市（看護師）	36.2 歳	320,627 円	501,511 円
三田市（事務職員）	42.5 歳	359,919 円	543,778 円
市町村平均（医師） （政令指定都市除く）	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
市町村平均（看護師） （政令指定都市除く）	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
市町村平均（事務職員） （政令指定都市除く）	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

（注）基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三田市（病院事業）		三田市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,610 千円		1,703 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

三田市（病院事業）			三田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	3,094 千円	5,555 千円	1人当たり平均支給額	1,241 千円	281,986 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		163,488 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		387 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	424 人	10 %

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		339,879 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		929 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		91.3 %	
手当の種類(手当数)		17	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	右に同じ(右の業務に従事した職員)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する措置等のケースワーク又は市民病院における医療相談に従事したとき	日額 140円
医師特別手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師	月額 院長 291,000円 副院長 260,000円 部長 252,000円 副部長 248,000円 医長 245,000円 副医長 220,000円 医員 210,000円
診療手当	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に右のいずれかに該当するとき	(1)医師が救急外来等において緊急業務(呼出時を含む。)に従事したとき	1時間につき 部長・副部長 4,000円 医長・副医長 3,500円 医員 3,000円
		(2)医師が自科の入院患者の急変時等に緊急の診療に従事したとき	1時間につき 部長・副部長 1,400円 医長・副医長 1,200円 医員 1,100円
		(3)産科医師が出産に従事したとき(小児科医が出産に立ち会ったときを含む。)	1件につき 14,000円
		(4)麻酔科医師が緊急手術業務従事に備えあらかじめ自宅で待機を命ぜられたとき	1回につき 2,500円
		(5)小児科医師が小児救急輪番業務に従事したとき	1当務につき 12,000円
特別診療手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で宿直勤務又は日直勤務に引き続き診療業務に従事したとき	1時間 2,000円 ただし、午後1時以降に適用し、5時間以上の場合10,000円を限度とする。
宿日直特別手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で同一月に4回以上の宿直勤務又は日直勤務に従事したとき(宿日直手当に加算)	1回につき 40,000円

時間外救急措置手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 医師が宿直勤務又は日直勤務中に救急患者の緊急入院措置を行ったとき	1人につき 5,000円
		(2) 医師が(1)の緊急入院措置の後、主治医として治療に従事したとき	1人につき 3,000円
		(3) 医師が4日以上引き続き休日となる場合に救急業務に従事し、外来患者(入院措置を行った者を除く)を診療したとき	1人につき 1,000円 ただし、1回の宿直勤務又は日直勤務につき10,000円を限度とする。
		(4) 正規の勤務時間外に緊急で手術又は1,000点以上の処置を実施したとき	1件につき 1,000円
緊急呼出麻酔管理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に緊急呼出を受けて全身麻酔管理業務に従事したとき	1件 20,000円
病理検査手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で病理検査に従事したとき	1件 700円
解剖業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で病理解剖を実施する検体を確保したとき	1検体 20,000円
医療危険業務手当	市民病院に勤務する職員で勤務時間外に右のいずれかに該当するとき	(1) 放射線技師がエックス線その他照射作業に従事したとき及び看護師がエックス線その他照射作業の補助業務に従事したとき	日額 270円
		(2) 検査技師が細菌検査作業等に従事したとき	
		(3) 薬剤師が劇薬等人体に有害な薬品を取り扱ったとき	
		(4) 理学(作業)療法士、臨床工学技師、言語聴覚士及び視能訓練士が感染症患者又は感染の恐れのある患者にかかる医療に従事したとき	
夜間業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医療技術職員が夜間勤務に従事したとき	深夜の全てを含む勤務 1回 6,800円
待機手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師以外の職員が夜間、休日等、勤務時間外に緊急業務に備えてあらかじめ待機を命ぜられたとき	1回 2,000円
看護師業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師	月額 10,000円
夜間看護手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師で夜間勤務に従事したとき	1回 準夜 2,900円 深夜 3,300円 準夜に引き続く深夜 6,800円 ただし、月8回を超えて準夜又は深夜に従事した場合は、2,500円を加える。
病院調理師業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する給食調理師で時差出勤をするもの	月額 2,400円
病院緊急呼出手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する職員で勤務時間外に緊急呼出を受けて業務に従事したとき(医師除く)	1回 深夜 1,300円 その他 650円
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(勤務時間が4時間未満の場合は3,400円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	134,429 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	319 千円
支給実績（29年度決算）	140,068 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	330 千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	上記4(6)の記載内容と同様です。			32,896 千円	225,315 円
住居手当	"			31,234 千円	367,459 円
通勤手当	"			37,061 千円	105,587 円
管理職手当	"			64,483 千円	749,802 円
休日給	"			0 千円	0 円
夜勤手当	"			25,701 千円	118,986 円
宿日直手当	"			65,631 千円	1,491,614 円
管理職員特別勤務手当	"			181 千円	181,000 円